

公益財団法人日本野球連盟 定款施行細則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、公益財団法人日本野球連盟（以下「本連盟」という。）定款第 61 条に基づき、定款の施行についての細則を定める。

第2章 評議員及び役員候補者の推薦

(評議員候補者の推薦)

第2条 評議員会に評議員候補者を推薦する場合は、次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内とする。

- (1) 各加盟団体を母体とし評議員会が推薦する者 23 名以上 25 名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 7 名以上 10 名以内

(理事候補者の推薦)

第3条 理事候補者については次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内で評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟団体より推薦する者 9 名以内
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 13 名以内

2 前項第 1 号に基づく加盟団体より推薦する理事は、加盟団体規程第 3 条の規定に基づく各地区連盟から推薦された者とする。

(監事候補者の推薦)

第4条 監事候補者については次の各号に掲げる者の中から、それぞれ各号に定める人数の範囲内で評議員会に推薦するものとする。

- (1) 加盟団体より推薦する者 1 名
- (2) 理事会が推薦する学識経験者 2 名以内

(評議員及び役員候補者の年齢)

第5条 第2条第1号、第3条第1項第1号及び前条第1号の候補者は、原則として、就任時においてその年齢が満 70 歳未満の者とするが、人材不足等、特別の事情が

ある場合には、当連盟理事会の決議を経て、就任時において満70歳以上の者を認めることができる。

第3章 業務執行会議

(業務執行会議)

第6条 業務執行会議は、会長及び本連盟定款第29条第3項並びに第30条第2項に基づき選定された業務執行理事で構成される。

2 業務執行会議は、会長が招集し、その議長となる。また、議題に応じて必要な理事等の出席を求めることができる。

3 緊急を要するため、理事会に付議することが困難な時には、業務執行会議で処理することができる。

4 前項の場合、直近の理事会に報告して、承認を求めなければならない。

5 業務執行会議には、事務局が必要に応じて出席することができる。

(業務執行会議の職務)

第7条 業務執行会議は、日常の連盟業務を処理するほか、次の業務を常時分掌する。

- (1) 理事会に提出する議案に関すること
- (2) 事業計画の実施に関すること
- (3) 第2項の各号に掲げる事項に関すること
- (4) その他理事会より委任された業務に関すること

第4章 顧問等

(顧問の委嘱)

第8条 地区連盟会長は、本連盟定款第46条に掲げる顧問に委嘱されるものとする。ただし、本連盟の理事である地区連盟会長は、顧問を兼ねることができない。

(特別顧問及び名誉会員)

第9条 本連盟に、特別顧問及び名誉会員を置くことができる。

- 2 特別顧問及び名誉会員は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 特別顧問及び名誉会員は、本連盟の運営について、指導助言する。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 本連盟定款第48条第3項に定める事務局規程は別に定める。

- 2 事務局長は、局務を掌理する。また、事務局長は評議員会、理事会、その他の会議に出席して発言することができる。
- 3 事務局員は、事務局長のもとで、所定の業務に従事する。

第6章 雑 則

(他の機関への代表者の選出)

第11条 他の機関に本連盟の代表者をおくるときは、理事会の議決を経て選出する。

(規程等の制定)

第12条 本連盟定款第47条に基づき設置された各専門委員会規程及び登録規程並びに登録規程第56条に基づく登録、加盟等及び許可に関する手続要領並びに加盟団体規程のほか、本連盟で定める規程等は、次のとおりとする。

- (1) 事務局組織等規程
- (2) 事務局決裁規程
- (3) 会印規程
- (4) 事務処理規程
- (5) 財務規程
- (6) 職員就業規程
- (7) 役員の報酬に関する規程
- (8) 職員給与規程
- (9) 事務局退職規程
- (10) 臨時職員取扱要綱

- (11) 旅費規程
- (12) 表彰規程
- (13) 表彰推薦要領
- (14) 全国社会人大会等の開催要綱
- (15) その他会長が必要と認める規程等

2 前項による規程等の制定は、理事会の議決を経て定めるものとする。

3 前項の規定は、規程等を変更する場合に準用する。

(その他の規程等)

第13条 この定款施行細則の改廃は、理事会において承認を受けるものとする。

(附 則)

この定款施行細則は、公益財団法人日本野球連盟の設立の登記の日（2013年3月1日）から施行する。

(附 則)

この定款施行細則は、2016年4月27日から施行する。

(附 則)

この定款施行細則は、2017年4月25日から施行する。

(附 則)

この定款施行細則は、2018年4月24日から施行する。

(附 則)

この定款施行細則は、2018年12月13日から施行する。